

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ  
基本制度ワーキングチーム(第15回)

資料4

平成23年10月18日

# 指定制における指定や総合施設(仮称) の認可等の主体について(案)

中間とりまとめで示された残された論点のうち、  
指定制における指定や総合施設(仮称)の認可等の主体  
についてのイメージを事務局で整理したもの

平成23年10月18日

第15回 基本制度ワーキングチーム資料

## 【参考】中間とりまとめにおける関係記述抜粋

### <指定・指導監督の主体>

#### ア こども園(仮称)

- こども園(仮称)の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。
  - また、大都市(指定都市、中核市)に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。
  - 指定・指導監督の主体を都道府県とする場合、指導監督に市町村が関与する仕組み(報告徴収の権限や指定主体に指導監督の実施を求める権限等)も他の類似制度を参考に検討する。
- イ 多様な保育事業を行う指定事業者
- 多様な保育事業を行う指定事業者の指定・指導監督の主体については、地域の実情に応じた供給量の確保の観点から市町村とする。

### <認可・指導監督権等>

- 総合施設(仮称)の設置認可等については、現行の幼稚園および保育所の例にならい、都道府県単位で行う。
- また、大都市(指定都市、中核市)に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。
- 総合施設(仮称)は、学校教育と保育を一体的に提供する施設であることから、その設置認可、指導監督等については、認定こども園の例にならい、学校教育と保育の双方を統括する都道府県知事が行う。
- 都道府県知事が総合施設(仮称)に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、一定の関与を行うこととする。
- また、大都市(指定都市、中核市)に関する特例等を設けるかについて、今後、更に検討する。その際、更なる権限移譲の観点から、主体を市町村とするかを含め、検討する。

## 【論点】大都市に関する特例等についてどのように考えるべきか。

### 1. 大都市に関する特例制度の現状

大都市に関する特例制度は、行政機能や行政規模能力等が比較的大きな都市の事務権限を強化するため、事務配分、国や都道府県の関与及び財政等についての特例を認めるものである。現在、地方自治法では、大都市を指定都市、中核市、特例市に分類しており、各区分における諸機能や規模等に応じて特例を設けている。  
(教育・児童福祉分野における指定都市・中核市・特例市の主な事務は、参考1)  
(保育所及び幼稚園における現状の扱いは、参考2)

### 2. 新制度における大都市に関する特例等の適用について

子ども・子育て新システム(以下「新システム」)においては、市町村は、地域における学校教育・保育の需要をはじめ、子ども・子育てに関する需要の見込み及び見込み量の確保の方策等を定める市町村新システム事業計画(仮称)を策定し、その計画を基に、学校教育・保育を一体的かつ計画的に整備することになる。

こうした体制の下、指定施設の指定及び指導監督等の事務並びに総合施設(仮称)の認可及び指導監督等の事務の主体が一つの論点となる。

【参考1】現行制度における指定都市・中核市・特例市の主な事務は以下のとおり。（保育所及び幼稚園に関する主な事項）

業 務		移譲の有無	移譲の範囲		
			指定都市	中核市	特例市
保育所 関連	児童福祉施設の設置認可及び指導監督等	有	○	○	×
	児童福祉に関する審議会その他合議制の機関の設置	有	○	○	×
	保育士試験に関する事務	無	×	×	×
幼稚園 関連	幼稚園の設置廃止や閉鎖命令等に関する事務	無 (注)	×	×	×
	私立学校審議会の設置	無	×	×	×
	教員免許の授与等に関する事務	無	×	×	×

(注) 市町村が設置する幼稚園の設置については都道府県教育委員会への届出制（学校教育法第4条の2）

## 【参考2】現状の扱いについて（保育所・幼稚園・認定こども園）

### ① 保育所における設置認可等の扱い（大都市特例を適用）

保育所については、現行においても、その設置認可や指導監督等を行うにあたって、大都市に関する特例が適用され、指定都市及び中核市に権限が移譲されている。

これは、行政機能や行政規模能力等が比較的大きな指定都市や中核市が自ら事務を処理することが、地方自治の考え方によればふさわしいという理由によるものであると考えられる。

なお、特例市や一般市町村については、行政事務の負担を考慮し、設置認可や指導監督等の権限は移譲していないところ。

### ② 幼稚園における設置認可等の扱い（都道府県知事の権限）

幼稚園については、地方分権一括法制定時の整理等においては、幼稚園の在園児の8割以上が私立幼稚園に在園している実態にも配慮しつつ、

- i ) 私立幼稚園は、独自の建学の精神に基づき設置されるものであり、それが設置される市町村内の幼児のみを想定しているものではなく、実態としても市町村を超えて入園していること、
- ii ) このため、広域的見地に立った設置認可や施設の適正配置等を行う必要があること、

という要請があり、上記の実現のためには、行政事務を広域的見地で実施する必要があることから、幼稚園の設置認可・指導監督等については大都市に関する特例を適用せず、都道府県が行うこととしている。

また、公立幼稚園においても、他市町村からの入園を受け入れているという実態があり、都道府県という広域的見地で実施される必要があることから、私立幼稚園と同様の整理としている。

### ③ 認定こども園における認定の扱い（都道府県知事の権限）

- ・ 認定こども園は、教育及び保育を一体的に提供する機能を備える施設であることから、認定こども園の認定は、地方自治体において教育及び保育の双方を統括する都道府県知事が行うことを原則としている。
- ・ 公立幼稚園に係る事務は都道府県教育委員会が所管し、保育所に係る事務は指定都市及び中核市に権限が移譲されているため、都道府県知事は認定に当たり、これらの機関と協議することとされている。  
また、関係機関間で連携を図ることとされている。【参考4】

### (1) こども園(仮称)に係る指定・指導監督権限の扱い

【イメージ①】指定・指導監督の主体は都道府県とする。(大都市特例なし)

(考え方)

- ・ こども園(仮称)の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなるため、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定され、より広域的な調整が必要となることから、その指定・指導監督の主体は都道府県とする。

(課題)

- ・ 現在、保育所の指導監督権限については大都市特例制度が適用されている現状を踏まえれば、現在指定都市や中核市が保育所に対して保有している指導監督権限を都道府県に引き上げることは妥当か。
- ・ こども園給付(仮称)の主体である市町村が指定等について権限を有していないについてどのように考えるか。

## (1)こども園(仮称)に係る指定・指導監督権限の扱い(続き)

【イメージ②－1】指定・指導監督の主体について、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府県並びに指定都市及び中核市とする。

### (考え方)

- ・ 一定期間後に大半が総合施設(仮称)に移行する保育所について大都市特例が適用されている現状を踏まえて、大都市特例を適用する。
- ・ また、指定施設の整備については、需要の急激な変化や、潜在需要にも対応していくために、市町村新システム事業計画(仮称)に基づき、行政が多様なニーズを迅速かつ的確に汲み上げつつ、供給量の拡大によって対処することが強く求められている。こうした要請に的確に対応するためには、一定の行政機能や行政規模能力等を有した自治体(指定都市や中核市)については、都道府県が所管する指定や指導監督等の事務も含め、新システム全般の事務を所掌したうえで、集中的・効率的に処理することが適当である。

### (課題)

- ・ こども園(仮称)の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなり、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定されるため、より広域的な調整が必要となるのではないか。
- ・ こども園給付(仮称)の主体である市町村等が指定等について権限を有していないことについてどのように考えるか。

## (1) こども園(仮称)に係る指定・指導監督権限の扱い(続き)

【イメージ②－2】指定・指導監督の主体を市町村とする。

### (考え方)

- ・ 新システムは、市町村を実施主体としており、こども園給付(仮称)の給付主体は市町村であるほか、必要な子どもに給付・事業を提供する責務は、都道府県ではなく、市町村にある。
- ・ このため、指定、指導監督は、市町村が求められている責務を果たすために必要な権限として、市町村を主体とする。

### (課題)

- ・ こども園(仮称)の入園に際しては、保護者が自ら施設を選択し、施設と契約することとなり、市町村域外からも子どもを受け入れることが想定されるため、より広域的な調整が必要となるのではないか。
- ・ 特例市や一般市町村にとって行政事務の負担が過大にならないか。

## (2) 総合施設(仮称)に係る認可・指導監督権限の扱い

【イメージ①】 認可・指導監督の主体は都道府県とする。(大都市特例なし)

(考え方)

- 幼稚園と同様、都道府県による全県的視野に立つ学校教育の専門性の確保や広域的見地からの配慮を可能とするため、大都市特例を適用しない。

(都道府県の役割については、参考3)

(課題)

- 一定期間後にすべて総合施設(仮称)に移行する保育所について、大都市特例制度が適用されている現状を踏まえれば、現在、指定都市や中核市が保育所に関して保有している権限を都道府県に引き上げることは妥当か。
- 待機児童が多いなど保育需要に対応しきれていない自治体が多い指定都市・中核市において、総合施設(仮称)の認可権者を都道府県とした場合、指定都市・中核市の実態に応じた総合施設(仮称)の整備を迅速に進めることができるか。

<こども園(仮称)に係る指定・指導監督権限の扱いをイメージ②とした場合>

- 総合施設(仮称)についての認可権限と、こども園(仮称)としての指定の権限が都道府県と大都市(指定都市・中核市)に分かれるため、都道府県と大都市の調整を図る方策について検討する必要あり。(例: 県から認可を受けたが、市から指定を受けることができない。)[参考4~7]

## 【参考3】都道府県の役割について

○都道府県(知事部局)は、人事交流等により、専門性を有する県教委(指導主事等)と連携し、専門性を活かして全県的な取組を実施

※幼稚園制度において専門性を確保するための取組例

- ・ 県全域に配慮した幼児教育計画の策定・推進体制の構築(県全体の数値目標の設定等)
- ・ 県教委主催研修会の開催(県主催による新採研修、10年次研修、保育技術協議会、園長研修等)
- ・ 県の指導主事による学校訪問を通じた指導助言 等

○都道府県には私立学校審議会が設置され、専門的見地から、全県的な私学振興について、知事に建議や意見具申。また、こうした機能を背景に私立学校の設置認可等に際して意見聴取

※私立幼稚園設置認可における広域的な見地からの配慮の例

- ・ A県では、B市(中核市)やC市(一般市)の域内に、私立幼稚園を設置しようとする申請があった場合、それぞれ周辺の約4市町まで含めて、幼児の需要や広域通園の実態を把握し、その数値を私立学校審議会での審議や、県が設置認可をする際の参考としている。

## (2) 総合施設(仮称)に係る認可・指導監督権限の扱い(続き)

【イメージ②-1】 認可・指導監督の主体について、都道府県を基本としつつ、大都市特例を設け、都道府県並びに指定都市及び中核市とする。

(考え方)

- ・ 一定期間後にすべて総合施設(仮称)に移行する保育所について、大都市特例制度が適用されているという現状を踏まえて、大都市特例を適用する。

(課題)

- ・ 全県的視野に立つ学校教育の専門性の確保に配慮する必要があるのではないか。
- ・ 小中学校等の県下の学校教育政策全体との整合性を図る必要があるのではないか。  
(例 県全域に配慮した幼児教育計画の策定等)
- ・ 新システムでは、広域的な利用が相当程度発生することが想定されるが、こうした広域的配慮に基づく設置認可を行う必要があるのではないか。

※ 上記の考え方に対応するため、都道府県が学校教育の専門性の確保や広域的見地からの配慮を可能とする観点から、指定都市や中核市に対して一定の関与を行える仕組みを構築した上で、大都市特例を適用することが考えられるか。[参考8]

## (2) 総合施設(仮称)に係る認可・指導監督権限の扱い(続き)

【イメージ②-2】 認可・指導監督の主体について、市町村とする。

(考え方)

- ・ 新システムは、市町村を実施主体としており、こども園給付(仮称)の給付主体は市町村であるほか、必要な子どもに給付・事業を提供する責務は、都道府県ではなく、市町村にある。
- ・ このため、認可・指導監督は、市町村が求められている責務を果たすために必要な権限として、市町村を主体とする。

(課題)

- ・ 全県的視野に立つ学校教育の専門性の確保に配慮する必要があるのではないか。
- ・ 小中学校等の県下の学校教育政策全体との整合性を図る必要があるのではないか。  
(例 県全域に配慮した幼児教育計画の策定等)
- ・ 新システムでは、広域的な利用が相当程度発生することが想定されるが、こうした広域的配慮に基づく設置認可を行う必要があるのではないか。
- ・ 特例市や一般市町村にとって行政事務の負担が過大にならないか。

## 【参考4】権限の主体が異なっている場合の調整規定の例

- 認定こども園の例(認定 県、認可(保育所) 大都市特例あり)  
＜関係地方公共団体に対する事前協議・連絡調整＞
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)  
  
(関係機関の連携の確保)  

第十一条 都道府県知事は、第三条第一項又は第三項の規定により認定を行おうとするとき及び前条第一項の規定により認定の取消しを行おうとするときは、あらかじめ、学校教育法又は児童福祉法の規定により当該認定又は取消しに係る施設の設置又は運営に関して認可その他の処分をする権限を有する地方公共団体の機関(当該機関が当該都道府県知事である場合を除く。)に協議しなければならない。

2 地方公共団体の長及び教育委員会は、認定こども園に関する事務が適切かつ円滑に実施されるよう、相互に緊密な連携を図りながら協力しなければならない。
- 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)  
  
第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六又は第二十七条第一項若しくは第二項の規定による措置及び保育の実施等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

## 【参考5】その他地方自治体間の調整規定の例①

○公私協力学校の例(設置 地方公共団体(市町村含む)、認可 県)

＜関係地方公共団体の意見に配慮・相互の密接な連携＞

○構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)

(私立学校法の特例)

第二十条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性に応じた高等学校又は幼稚園における教育の機会を提供するに当たり、その実現を図ろうとする教育の内容、当該教育に必要な教職員の編制並びに施設及び設備、地域における当該教育の需要の状況等に照らし、当該地方公共団体の協力により新たに設立される学校法人(私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。以下この条において同じ。)が高等学校又は幼稚園を設置して当該地方公共団体との連携及び協力に基づき当該教育を実施することが、他の方法により当該教育の機会を提供するよりも、教育効果、効率性等の観点から適切であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該教育を実施する高等学校又は幼稚園(以下この条及び別表第十号において「公私協力学校」という。)の設置及び運営を目的とする学校法人(以下この条において「協力学校法人」という。)を設立しようとする者であつて第五項の指定を受けたもの(第三項において「指定設立予定者」という。)が、所轄庁(同法第四項に規定する所轄庁をいう。以下この条において同じ。)に対し、同法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可を申請した場合においては、所轄庁は、同法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該寄附行為の認可を決定するに当たり、同法第二十五条第一項の要件に該当しているかどうかの審査を行わないものとする。

3 第一項の認定を受けた地方公共団体(以下この条において「協力地方公共団体」という。)の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、指定設立予定者又は協力学校法人が、所轄庁に対し、次に掲げる申請又は届出を行おうとするときは、協力地方公共団体の長を経由して行わなければならない。この場合において、協力地方公共団体の長は、当該申請又は届出に係る事項に關し意見を付すことができるものとし、所轄庁は、その意見に配慮しなければならない。

- 一 私立学校法第三十条第一項の規定による寄附行為の認可の申請
- 二 私立学校法第四十五条第一項又は第二項の規定による寄附行為の変更の認可の申請又は届出
- 三 私立学校法第五十条第二項の規定による解散についての認可又は認定の申請
- 四 学校教育法第四条第一項の規定による学校の設置廃止、設置者の変更及び同項に規定する政令で定める事項の認可の申請

13 協力地方公共団体の長と協力学校法人の所轄庁とが異なる場合において、協力地方公共団体の長及び協力学校法人の所轄庁は、相互に密接な連携を図りながら、協力学校法人に対し、前項において準用する私立学校振興助成法第十二条の規定による権限の行使その他の当該協力学校法人の業務の適切な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

## 【参考6】その他地方自治体間の調整規定の例②

### ○介護の例①(指定 県、認可 大都市特例あり)

<関係地方公共団体から事前に意見聴取>

### ○介護保険法(平成九年法律第百二十三号)

(指定介護老人福祉施設の指定)

#### 第八十六条

3 都道府県知事は、第四十八条第一項第一号の指定をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

(市町村介護保険事業計画)

第百十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画(以下「市町村介護保険事業計画」という。)を定めるものとする。

4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第二十条の八第一項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。

8 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

### ○老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)

(連携及び調整)

第十条の二 この法律に基づく福祉の措置の実施に当たつては、前条に規定する介護保険法に基づく措置との連携及び調整に努めなければならない。

(市町村老人福祉計画)

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。

6 市町村老人福祉計画は、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならぬ。

9 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

## 【参考7】その他地方自治体間の調整規定の例③

### ○介護の例②(指定 県、認可 大都市特例あり) <市町村から都道府県知事への通知>

#### ○介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)

##### (勧告、命令等)

第九十一条の二 都道府県知事は、指定介護老人福祉施設が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。
- 二 第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合 当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。
- 三 第八十八条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2～4 (略)

- 5 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービスを行った指定介護老人福祉施設について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

##### (指定の取消し等)

第九十二条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護老人福祉施設に係る第四十八条第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～十二 (略)

- 2 市町村は、保険給付に係る指定介護福祉施設サービス又は第二十八条第五項の規定により委託した調査を行った指定介護老人福祉施設について、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を当該指定介護老人福祉施設の所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

## 【参考8-①】都道府県が市町村の行政行為に対して一定の関与を行う例

### ＜都道府県知事への事前協議＞

#### ○災害対策基本法(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

3 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならぬ。

### ＜事前に都道府県知事から意見聴取＞

#### ○河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)

(一級河川の管理)

第九条 一級河川の管理は、国土交通大臣が行なう。

2 国土交通大臣が指定する区間(以下「指定区間」という。)内の一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する都道府県を統轄する都道府県知事が行うこととができる。

5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内に存する指定区間内の一級河川のうち国土交通大臣が指定する区間については、第二項の規定により都道府県知事が行うものとされた管理は、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該一級河川の部分の存する指定都市の長が行うこととができる。

(関係地方公共団体の長の意見の聴取)

第三十六条

3 指定都市の長は、水利使用に関し、第九条第五項の規定により行うものとされた一級河川の管理で政令で定めるものを行おうとするときは、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

## 【参考8-②】都道府県が市町村の行政行為に対して一定の関与を行う例

### <都道府県知事への事前協議>

○地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)

別紙2 基礎自治体への権限移譲の具体的措置

1 権限移譲を行うもの

(4) 指定都市及び中核市へ移譲する事務

② 指定居宅サービス事業者等の指定等、報告命令、立入監査等

ア 都道府県知事が処理している指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設及び指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の開設の許可(介護保険法(平9法123)41条1項、48条1項、94条1項)については、指定都市及び中核市へ移譲する。なお、介護専用型特定施設入居者生活介護及び混合型特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者の指定、指定介護療養型医療施設の指定並びに介護老人保健施設の許可に際して都道府県知事の同意を要することとする。

※ 現在、上記大綱を踏まえた政令改正中。

## 【参考9】都道府県教育委員会の行う一定の関与について

(第9回・幼保一体化WT・資料4-3、11頁より抜粋)

- ・ 都道府県知事が総合施設(仮称)に係る事務を行う場合には、都道府県教育委員会は、以下のような関与を行うこととする。

### (公立)

学校教育の質や政治的中立性等を確保するため、都道府県知事が行う公立の総合施設(仮称)に関する監督業務等について、都道府県教育委員会が意見を言うことができるなど、一定の関与を行うこととする。

### (私立)

都道府県知事は、私立の総合施設(仮称)に関する事務を管理・執行するに当たり、必要と認めるときは、都道府県教育委員会に対し、専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

### (参考)地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助)

第27条の2 都道府県知事は、第24条第2号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。